

第1章 企業会計制度と株式会社

第1節 会計の意義と役割

1 決算書の仕組みを理解しなければならない理由.....	2
2 企業会計とは.....	2
3 財務会計の機能.....	4

第2節 企業会計原則

1 一般原則.....	6
2 貸借対照表原則.....	10
3 損益計算書原則.....	10
4 企業会計原則注解.....	10

第3節 会計基準・関連法と中小企業の会計

1 企業会計原則と各種の企業会計基準との関係.....	12
2 会計に関連する法律と企業会計原則との関係.....	12
3 中小企業の会計に関する指針・基本要領.....	14
4 決算書の公告・開示.....	16

第4節 株式会社に関する会社法の規定

1 株式会社と持分会社.....	17
2 株式会社の設立.....	17
3 株式会社の機関設計.....	18

第2章 貸借対照表と損益計算書

第1節 貸借対照表・損益計算書と複式簿記

1 複式簿記の基本.....	22
2 決算と決算手続.....	24

第2節 貸借対照表の区分と表示

1 貸借対照表の定義と区分.....	26
----------------------	----

2 資産と負債の分類基準	28
3 表示方法	30

第3節 損益計算書の区分と表示

1 損益計算書の定義と区分・表示	33
2 費用・収益の認識基準と費用収益対応の原則	37

第3章 現金預金と金銭債権

第1節 現金および預金の会計

1 現金および預金の定義と内容	40
2 現金と預金の仕訳	41
3 小切手の取扱い	42
4 現金および預金の評価	45
5 現金および預金の表示	46

第2節 売掛金の会計

1 金銭債権と売上債権の定義	47
2 売掛金の定義と仕訳	47
3 売掛金の譲渡（ファクタリング）	49

第3節 受取手形と電子記録債権の会計

1 約束手形と為替手形	50
2 受取手形の定義と仕訳	52
3 受取手形の割引・裏書譲渡	53
4 電子記録債権の定義と仕訳	55

第4節 その他の金銭債権の会計

1 貸付金の定義と仕訳	57
2 未収入金の定義と仕訳	59
3 立替金の定義と仕訳	60
4 営業外受取手形の定義と仕訳	60
5 不渡手形の定義と仕訳	61

第5節 貸倒引当金の会計

1 貸倒損失と貸倒引当金	63
2 取立不能見込額の算定方法	64
3 法人税法における取立不能見込額の算定方法.....	65
4 貸倒引当金の設定と取崩し	66

第6節 金銭債権の評価と表示

1 金銭債権の評価.....	68
2 貸借対照表上の表示	69
3 損益計算書上の表示	71
4 注記	71

第4章 棚卸資産と売上原価

第1節 棚卸資産の取得原価と単価の算定

1 棚卸資産の定義と範囲	74
2 棚卸資産の取得原価	76
3 単価の算定方法	76
4 商品売買取引の仕訳	80

第2節 棚卸資産の評価と表示

1 帳簿棚卸と実地棚卸	82
2 収益性の低下による簿価切下額.....	83
3 棚卸減耗損	85
4 棚卸資産に関する表示	86

第3節 製造原価報告書

1 棚卸資産と売上原価の関係	87
2 製造原価報告書と損益計算書.....	88

第5章 有価証券

第1節 有価証券の分類と取得原価の算定

1 有価証券の定義.....	92
2 有価証券の分類.....	92
3 取得価額と単価の算定方法	94
4 有価証券の売買の仕訳	94
5 取得原価の算定.....	96
6 株式の配当金の受取り	96
7 債券の利息の受取り	96

第2節 有価証券の評価と表示

1 売買目的有価証券の評価	98
2 満期保有目的の債券の評価	98
3 子会社株式・関連会社株式の評価.....	101
4 その他有価証券の評価	102
5 有価証券の減損処理	102
6 有価証券に関する表示	104

第6章 固定資産

第1節 有形固定資産と減価償却

1 固定資産の定義と区分	108
2 有形固定資産の定義・内容と取得原価	109
3 減価償却の目的と効果	111
4 減価償却費の計算方法	112
5 減価償却費の計算にあたっての留意事項	116
6 圧縮記帳と減価償却	117
7 有形固定資産の売却	120
8 有形固定資産の除却	121
9 有形固定資産に関する表示	122

第2節 無形固定資産と減価償却

1 無形固定資産の定義と内容	124
2 無形固定資産の取得原価	125
3 無形固定資産の減価償却	126
4 無形固定資産に関する表示	127

第3節 固定資産の修繕・改良等

1 資本的支出と収益的支出の定義と区分	128
2 資本的支出と減価償却	129
3 取替法	130

第4節 投資その他の資産

1 投資その他の資産の定義と内容	131
2 投資その他の資産の取得原価	132
3 投資その他の資産に関する表示	132

第5節 固定資産の減損会計

1 固定資産の減損の定義と対象資産	133
2 減損処理までの流れと資産のグルーピング	134
3 減損の兆候の把握	135
4 減損損失の認識の判定	138
5 減損損失の測定	140
6 共用資産・のれんの取扱い	141
7 減損処理後の減価償却費の計上	143
8 減損処理に関する表示	144

第7章 繰延資産

第1節 繰延資産の会計

1 繰延資産の定義・種類と償却	148
2 繰延資産に関する表示	150

第1章

企業会計制度と 株式会社



第1節

会計の意義と役割



1 決算書の仕組みを理解しなければならない理由

会社が継続して事業を行っていく中では、外部からの資金調達が必要になる場面があります。このとき、会社からの融資の申込みを受けた金融機関は、その会社が作成する決算書や技術力・販売力・経営者の資質等を総合的にみて、融資を行っても問題がないかを判断します。

決算書から売上高や利益の推移を把握し、収益性や安全性などの**財務情報から会社を分析することを定量分析**といい、**技術力・販売力・経営者の資質等から会社を分析することを定性分析**といいます。

定量分析は、正しく作成された決算書で行わなければ、正しい判断をする材料とはなり得ません。そのため、金融機関の行職員には、提出された決算書が正しいものであるか否かを見極められるように、決算書の仕組みに関する知識が必要になります。

第1章では、決算書の仕組みを理解するための基礎である企業会計について、説明します。

2 企業会計とは

(1) 会計の意義

会計は、個人や会社、国・地方公共団体などが営む**経済活動や経済事象を、貨幣額によって一定の方式で認識・測定・報告するもの**です。

会社は、株主や出資者といった投資家や金融機関をはじめとする債権者から資金を調達し、その資金を元手に取引先から商品や原材料を購入します。製造業であれば、仕入れた原材料を使って製品を製造します。そして、得意先に商品・製品・サービスを提供することで投下した資金を回収し、その回収した資金の中から従業員への給料や水道光熱費、家賃などの費用を支払います。さらに、投資家へ配当金を支払ったり、債権者から借り入れていた資金を返済したり、新たな投資を行ったりして、さら

なる利益の獲得や事業の拡大を目指します。このような**営利を目的とする会社の経済活動を報告する会計を、企業会計**といいます。

(2) 認識・測定・報告とは

それでは、会計における「認識」「測定」「報告」とは、どのようなことをいうのでしょうか？

認識とは、資産・負債・純資産・費用・収益を構成する項目を決算書に計上することをいいます。ここでは、「各項目を決算書に計上するのか」と、計上するのであれば「各項目をいつの時点で決算書に計上するのか」の2つを判断することになります。

測定とは、決算書に計上される各項目に貨幣額を割り当てることをいいます。ここでは、「認識された項目をいくらで決算書に計上するのか」を判断します。

認識・測定された経済活動を会計情報といい、この会計情報を決算書で公表することを、**報告**といいます。

- ① 認識……決算書に計上するのか、計上するならいつの時点で計上するのか
- ② 測定……いくらで計上するのか
- ③ 報告……認識・測定された経済活動を報告すること



(3) 財務会計と管理会計の違い

企業会計は、その目的により、財務会計と管理会計の2つに区分することができます。

財務会計とは、会社が投資家や債権者など**外部の利害関係者に対して自社の会計情報を報告するための会計**です。計算書類や財務諸表は、この報告のために作成され、一般的には決算書と呼ばれています。一方、管理会計とは、会社が自社の経営者や管理者など**内部の者に対して経営上の意思決定や業績管理に役立つ情報を提供するための会計**です。経営者が会社の経営方針を決定したり、経営者および管理者が部門の業績をみるときなどに活用されます。

財務会計と管理会計の大きな違いは、その認識・測定・報告にルールがあるか否かです。財務会計は、外部への報告が目的であるため、他社との比較ができるように一定のルールにもとづいて行われます。一方、管理会計は、自社内で活用することが目的であるため、報告を受けたい内容にもとづいて自由にルールを設定することができます。

このコースでは、財務会計について学習していきます。

3 財務会計の機能

財務会計には、利害調整機能と情報提供機能という2つの機能があります。

(1) 利害調整機能

投資家（株主）や債権者などの外部の利害関係者は、会社に対して様々な要求を持っています。そのため、経営者と利害関係者との間または利害関係者同士の間で、それぞれの利害が対立することがあります。

① 経営者と利害関係者との間の利害

経営者は、株主から出資を受けて会社を経営しているので、経営者が受託者、株主が委託者という関係にあります。しかし、経営者が必ずしも株主の利益のために行動するとは限らず、会社を私物化して自己の利益を優先させる可能性もあります。

そこで、**経営者が株主に受託責任を果たしていることを決算書で報告し、株主がこれを確認することで、株主と経営者の利害の調整が図られます。**

② 利害関係者同士（株主と債権者）の間の利害

株主と債権者は、いずれも会社の資金提供者ですが、両者の法的地位には大きな差があります。株主は株主総会への参加を通じて投資した会社の経営の意思決定に関与することができますが、債権者は株主総会に参加することができません。このため、

できる限りの利益を得たいと考えた株主が、株主総会で多額の配当を行うことを決議する可能性があります。多額の配当の実施は、社外への流出額が多くなることから会社の財務基盤を弱め、債権者にとっては債権が回収できなくなるリスクが高まることを意味します。

そこで**会社法は、株主と債権者との間で対立する利害を調整するために、分配可能額について規定するとともに、会社に対して決算書を作成することを義務付けています**。ここでの決算書は、適正な分配の基礎と根拠を明示する役割を果たしています。

このように、財務会計は、経営者と利害関係者との間、および株主と債権者との間にある利害を調整する機能を持っています。

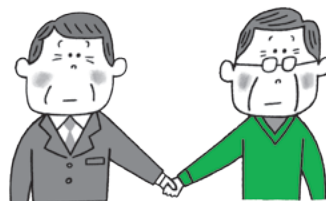
(2) 情報提供機能

ある会社の株式を購入しようとする投資家は、その株式から得られる値上がり益や配当などを考えて投資を行います。債券を購入する場合も、利回りのほか、その債券が確実に償還されるかを検討します。このような投資判断をする際には、それを発行した会社の状況が重要になります。

そこで**金融商品取引法は、投資家を保護するために、株式や債券などの発行会社に対して自社の状況を説明する資料を開示することを規定**しています。ここでの決算書は、株主などの外部の者に対し、投資の意思決定にあたっての有用な情報を提供する役割を果たしています。

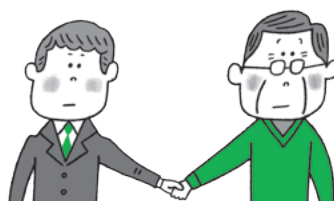
このように、財務会計は、株主などの外部の者に情報を提供する機能を持っています。

利害調整機能



社長

株主



債権者

株主

情報提供機能



株主

第2節

企業会計原則



企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものです。企業会計原則は法令ではないものの、すべての会社が会計処理を行うにあたって従わなければならない基準です。

企業会計は、「一般原則」「貸借対照表原則」「損益計算書原則」と、これらを補足する「注解」の4つから構成されています。

1

一般原則

企業会計原則の一般原則は、貸借対照表と損益計算書の作成に共通する基本的な考え方を示したもので、貸借対照表原則と損益計算書原則の上位原則に位置付けられています。

企業会計原則の一般原則は、「真実性の原則」を上位原則として、「正規の簿記の原則」「資本取引・損益取引区分の原則」「明瞭性の原則」「継続性の原則」「保守主義の原則」「単一性の原則」の7つから構成されています。

(1) 真実性の原則

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

真実性の原則は、決算書の情報が客観性のある真実な報告であることを要請するものです。会社が真実な報告をすることは、会計の第一の目的です。そのため、**真実性の原則は、他の6つの一般原則の上位原則**として位置付けられています。

詳細は第3章以降で説明しますが、会計では、1つの会計事実について複数の会計処理が認められています。たとえば、貸倒引当金の設定にあたっては、取引先等に対する債権が回収不能となる可能性を見積もってその債権を区分します。また、有形固定資産の減価償却の方法には定額法と定率法、生産高比例法があり、会社はこの中か

ら自由に償却方法を決めることができるため、同じ種類の資産であっても、会社によって償却方法が異なります。このため、決算書に表示される情報には、経営者や経理担当者等の主観的な判断が含まれています。したがって、真実性の原則の「真実」とは、たった1つの絶対的な真実ではなく、**相対的な真実**を指します。

(2) 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

正規の簿記の原則は、1会計期間に発生したすべての取引を網羅的に順序立てて記帳・集計して正確な会計帳簿を作成し、この**正確な会計帳簿にもとづいて真実な決算書を作成することを要請**するものです。

正規の簿記の原則を構成する要件としては、一般に次の3つが挙げられます。

- ① 網羅性……すべての取引が網羅的に記録され、漏れがあってはならないこと
- ② 検証可能性……すべての取引が信頼しうる客観的な証拠資料にもとづいて記録され、検証可能でなければならないこと
- ③ 秩序性……すべての取引が継続的・組織的に記録されていること

正規の簿記の原則によれば、決算書は、すべての取引を複式簿記によって記録した正確な会計帳簿から誘導的に作成されます。

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

資本取引・損益取引区分の原則は、貸借対照表の純資産の変動が、株主が提供した資金の増減（資本取引）によるものなのか、会社の営業活動の結果である利益（損益取引）によるものなのかを区別し、**会社の財政状態および経営活動を適正に計算することを要請**するものです。

資本取引から生じる資本剰余金は、株主が提供した資金の一部であるのに対し、損益取引から生じる利益剰余金は、営業活動から得た利益です。このように、**資本剰余金と利益剰余金とはその性質がまったく異なる**ため、会計上も両者を区別することが要請されています。

(4) 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

財務会計の目的は、外部の利害関係者に会社の会計情報を報告することにあります。したがって、会計情報を報告するための決算書が利害関係者に理解できるような形式で開示されなければ、利害関係者が意思決定に必要な情報を決算書から得られないだけでなく、誤った判断をしてしまう可能性もあります。

そこで、**明瞭性の原則は、利害関係者が財務諸表（＝決算書）から会社の状況を正しく判断できるように、必要な会計事実を明瞭に表示することを要請**しています。

明瞭に表示するための具体的な方法は、一般に次の2つとされています。

- ① 明瞭表示……決算書の作成にあたっては一定の基準に従って区分・配列し、各勘定科目は総額で表示すること
- ② 適正開示……決算書では明らかにされない重要な会計方針や後発事象などを注記などで開示すること

(5) 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

前述のとおり、会計では、1つの会計事実について複数の会計処理が認められています。**継続性の原則は、会社がいったん採用した会計処理の原則や手続は、正当な理由がある場合を除いて每期継続して適用することを要請**するものです。

たとえば、会社がいったん選択した会計処理の原則や手続を継続して適用しなかった場合には、同じ会計事実について異なる利益が算出されてしまい、投資家や債権者が誤った判断をしてしまいます。そこで、利益操作を排除して決算書の期間比較を可能とするために、継続性の原則が設けられています。

(6) 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

保守主義の原則は、会社の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合に、慎重な

判断にもとづいて会計処理を行うことを要請するもので、**安全性の原則**とも呼ばれます。

このように、会社は予測される将来の危険に備えて慎重な判断にもとづく会計処理を行う必要がありますが、過度に保守的な会計処理を行うことによって、会社の財政状態や経営成績の真実な報告をゆがめてはなりません。

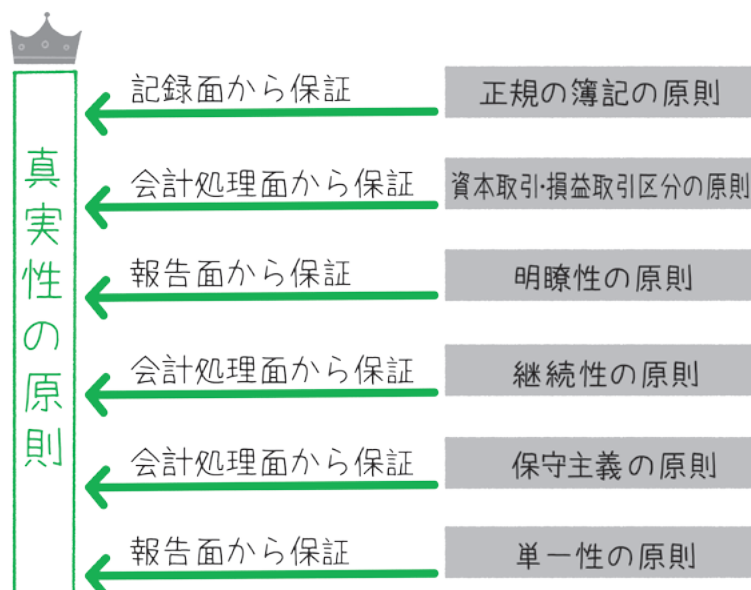
(7) 単一性の原則

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

会社が作成した決算書は、承認決議を受けるために株主総会に提出されたり、資金を借り入れるために金融機関に提出されたり、納税のために税務署へ提出されたりします。これらの目的のために決算書が異なる形式で作成されたとしても、その内容は同じでなければなりません。

単一性の原則は、会社が正規の簿記にもとづいて作成する会計帳簿は1つであり、その会計帳簿から作成される**決算書の内容は、実質的に同じであることを要請**するものです。

【一般原則の関係】



2 貸借対照表原則

貸借対照表は、会社の財政状態を明らかにするために、一定時点におけるすべての資産・負債・純資産を記載し、外部の利害関係者に正しく伝えるものでなければなりません。

企業会計原則の貸借対照表原則には、貸借対照表の記載内容や表示区分、項目や科目の配列方法などの定めがありますが、これらの詳細については第2章以降で説明することとし、ここでは次の**総額主義の原則**について説明します。

資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

たとえば、ある会社が、金融機関等から借り入れている資金を示す「借入金」と、他者に貸し付けている資金を示す「貸付金」を有していたとします。この場合には、貸借対照表の資産の部に「貸付金」を、負債の部に「借入金」を表示します。両者を相殺して、いずれか一方の残額のみを貸借対照表に表示してはなりません。

総額主義の原則が守られることで、会社の**財政の規模を把握**することができます。

3 損益計算書原則

損益計算書は、会社の経営成績を明らかにするために、一定期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければなりません。

すべての費用および収益は、その支出または収入にもとづいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理する必要があります。ただし、資金的な裏付けのない未実現の収益は、原則として当期の損益計算に計上してはならないとされています。つまり、収益については確実なもののみを計上し（**実現主義**）、費用については発生した時点ですべてを計上すること（**発生主義**）を原則としています。

損益計算書原則にも総額主義の原則があり、費用と収益は総額で表示します。

4 企業会計原則注解

企業会計原則注解は、企業会計原則の解釈について規定したもので、特定の項目に対する補足的な説明や具体的な内容を示す役割を果たしています。

企業会計原則注解の内容については、必要に応じて該当する箇所の説明しますが、ここでは**重要性の原則**について解説します。

重要性の原則は、重要性の乏しいものについては簡便な会計処理の方法を認める一方で、重要性の高いものについては詳細な会計処理の方法や表示を求めるという2つの側面があり、一般原則の「正規の簿記の原則」と「明瞭性の原則」と関係があります。重要性の原則の文言は、次のとおりです。

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

たとえば、棚卸資産の取得原価には引取運賃や関税などの付随費用を含めなければなりませんが、付随費用のうち重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができます。ここでいう**重要性の乏しいものとは、金額が多いか少ないかという量的な基準だけでなく、質的に重要かどうかという観点も含まれます**。これは、正規の簿記の原則の例外であり、重要性の原則の適用例です。

また、決算書の金額は、一円単位だけでなく、千円単位または百万円単位で表示されることもあります。実務では、千円単位で表示するときは千円未満を、百万円単位で表示するときは百万円未満をそれぞれ切り捨てることが多いため、小計や合計が一致しません。これは、明瞭性の原則の例外であり、重要性の原則の適用例です。



個人情報の取扱いと管理について

株式会社経済法令研究会（以下、弊社）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図るため、通信教育事業における個人情報の厳格なる取扱いおよび管理に努めています。

1. 個人情報利用の範囲

弊社通信教育受講お申し込みにより知り得た個人情報については、通信教育の実施・運営（教材、添削レポート、修了証等の発送および成績管理、受講料の入金管理等）および通信教育情報の提供に限った利用としています。

2. 個人情報の管理

弊社が所有する個人情報については、適切・厳重に管理し、第三者の不正なアクセスによる漏洩、流用、改ざん等を防止するため、万全のセキュリティ対策を講じています。原則として、受講者ご本人または教育ご担当者の同意なしには第三者に開示することはありません。

なお、業務の運営上必要な範囲において第三者へ業務委託する場合には、業務委託会社と契約を締結し、個人情報についての法令等を遵守し、適切な管理を行うよう義務付けています。

株式会社 経済法令研究会

ざい む き そ 財務基礎コース TEXT1

発行人 金子 幸 司
発行所 (株) 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
代表 03(3267)4811 企画・制作 03(3267)4814
受講手続・変更連絡等 03(3267)4813

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／図工ファイブ イラスト／トゥインクルポケット 制作／根岸 孝栄 印刷／(株)日本制作センター

“経済法令研究会グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆